防衛大臣

中谷元殿

全国基地爆音訴訟原告団連絡会議

代表 藤田榮治

第四次厚木爆音訴訟原告団 団 長 藤 田 榮 治

第5次・6次小松基地爆音訴訟原告団 団 長 出 渕 敏 夫

第三次嘉手納基地爆音差止訴訟原告団 団 長 新 川 秀 清

第2次普天間米軍基地から爆音をなくす訴訟原告団 団 長 島 田 善 次

岩国爆音訴訟原告団

団 長 津 田 利 明

第9次横田基地公害訴訟原告団 団 長 福 本 道 夫

第2次新横田基地公害訴訟原告団 団 長 大 野 芳 一

基地爆音被害を解消し, 基地周辺住民の生活環境の早期改善を求める要請書

私たちは、全国各地に存在する米軍基地および自衛隊基地周辺で生活を営んでいる住民です。

私たちは、今日まで半世紀以上にわたり、これらの基地を使用する米軍機や自衛隊機の 爆音による、身体的被害や精神的被害、生活破壊、航空機の墜落や部品落下事故、さらに は地域発展の阻害など、「基地が存在すること故の様々な被害」を被ってきました。

私たちは、このような基地被害を解消し、「平和で静かな生活環境を取り戻す」ため、「基地を使用する航空機の夜間~早朝の飛行差し止め」、「爆音被害に対する損害賠償」などを求めて、1975年に小松基地周辺住民が、次いで横田、厚木、嘉手納、普天間、岩国の基地周辺住民が各地の地裁に提訴しました。そして、その後高裁から最高裁に至る裁判と判決を経て、「爆音は住民の受忍限度を超え、違法状態にある」との明確な司法の判断が、何度も示されてきました。

一方,こうした司法の判断が示されているにもかかわらず,歴代の政府は,違法状態に ある基地被害の抜本的な解決を図ろうとしてきませんでした。

ところで、第二次安倍政権の誕生以来、国の基地問題に対する姿勢は、日米の米軍再編合意を含め、国防最優先を前面に押し出しています。それは、全国各地で行われるようになった低空飛行訓練をはじめとする最前線を想定した軍事訓練の実施が物語っています。

また、MV-22に続くCV-22オスプレイの日本配備については、一昨年以来、米政府・米軍関係者が「日本に配備する」と発言している中で、日本政府は「米国政府からは何も聞いていないから答えられない」という無責任な態度をとっています。これでは、決定を覆せない段階で公表しようとしているのではないかと疑わざるを得ません。墜落事故等が多発するオスプレイを配備することは、日本国民の生命、財産を危機に陥れることであり、爆音被害をこれ以上増大させることになり、許されることではありません。

私たちは、政府が、憲法が保障している基本的人権、平和的生存権を、私たち基地周辺住民にも保障すべきであるとの思いを込めて、司法が示した「違法状態にある爆音被害」の早期解消を中心とした別紙の要求項目をまとめました。

貴職におかれましては、永年にわたり過酷な爆音被害に曝され続けている私たち基地周辺住民の願いを真摯に受け止めて、「爆音のない平和で静かな空」を一日も早く実現するために、誠意を持って今要求を検討され、全国基地爆音訴訟原告団連絡会議宛に、本年〇月〇日までに文書をもって回答することを要請いたします。

- 1. 基地の運用について、全国一律の基準を設けること。
- 2. 全国の基地周辺地域住民に良好な生活環境を提供するために設けられた日米合同委員会合意事項や政府が関わった協定・確認事項(以下,「事項」と表記)を守り,守らせること。また,各事項が結ばれた経緯・趣旨に従い,但し書きを乱用しないこと。

なお、各事項について、その実態を調査・検証し、結果と今後の対策について、該当 基地周辺自治体や周辺住民に公表すること。

- 3. 軍用機の市街地上空における飛行を行わないこと。
- 4. 欠陥機オスプレイの配備・運用を中止すること。
- 5. 沖縄の民意に従い、普天間基地を即時無条件撤去し、辺野古と東村高江の新基地建設 を即時中止すること。
- 6. 裁判所が下した全国の基地訴訟判決を尊重し、違法状態を解消するために、さらなる 基地周辺住民への被害軽減策を講じること。
- 7. 全国の各基地で起きている以下の危険な状況・問題点を、緊急に解決させること。
 - ①嘉手納基地への外来機乗り入れを中止させること。
 - ②実弾の射爆撃訓練を止めさせること。
 - ③米軍戦闘機 F35 を日本に配備させないこと。
 - ④岩国基地への厚木基地からの空母艦載機部隊移駐案を白紙撤回すること。
 - ⑤岩国市・愛宕山の米軍関連施設の建設中止及び計画を白紙撤回すること。
 - ⑥小松基地周辺において、市街地上空を飛行しない「中島方式」を厳守すること。
 - ⑦厚木基地訴訟判決(2014年5月横浜地裁)における「自衛隊機の差止」について, 米軍機に対しても同様の措置を取ること。
 - ⑧横田基地内を目標として行われている人員降下訓練、物資投下訓練を中止すること。